



安定した就労を目指す ひとり親の皆さまへ



西宮市では、ひとり親の皆さまの就労を支援する制度をご用意しています。
詳しくは子供家庭支援課までお問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

看護師、介護職員初任者研修、簿記検定等の教育訓練講座を就職やキャリアアップのために受講し修了した場合、入学金と受講料の6割を給付します。

※西宮市ホームページ
QRコード



高等職業訓練促進給付金

看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等の養成機関で修業中の生活を支援します。

※西宮市ホームページ
QRコード



★母子・父子自立支援プログラム・ひとり親家庭住宅支援資金貸付

★母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の父又は母が、新たに就職したい、よりよい仕事につきたい場合などに、就業のための支援を行います。

<対象となる方>

市内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父、児童扶養手当を受給している方

<支援の流れ>

面接により希望や経験などをお聞きし、プログラム策定員がハローワークに同行し、ハローワーク担当者へ引継ぎを行います。ご希望があれば、ハローワークでの支援メニューの選定に同席して就業を支援します。

★ひとり親家庭住宅支援資金貸付

※貸付には、母子・父子自立支援プログラムの策定が必要です。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会が行う住宅支援資金の貸付で、上記の母子・父子自立支援プログラム策定を受けて、1年間継続して就労したときは、償還が免除されます。

<対象となる方>

母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、1年以内に就労・所得増が見込まれる転職を目指す方

<貸付内容> 入居している家賃の実費（月額4万円以内） ※持ち家は対象外、連帯保証人が1名必要です。

<申請時期> 母子・父子自立支援プログラムの策定後

<貸付期間> 上限12か月 ※就労が決定しても引き続き貸付を受けられます

<貸付金送金時期> 申請からおおむね2か月後、以降3か月ごとに送金

※継続して求職活動中である証明、就労した場合は勤務先からの在職している証明が必要です。

<償還免除>

貸付を受けた日から1年以内に、プログラムの目標に合った就職をし、1年間継続して就労したとき

お問い合わせ先：子供家庭支援課 受付時間：午前9時から午後5時30分
☎0798-35-3166 ※事前にお電話で面接の予約をお願いします。